全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用

■　シートベルトの着用

自動車を運転するときは、運転者はもちろん、助手席や後部座席の同乗者にもシートベルトを着用させなければなりません（道交法第 71 条の 3）。シートベルトを着用していると、次のような効果があります。

- ○　衝突したとき、頭や胸を打つことが少ない。
- ○　衝突でドアが開いても、車外に放り出されない。
- ○　運転姿勢が正しくなり、疲れも少なくなる。
- ○　安全運転の心構えが強まる。

■　チャイルドシートの正しい使用

チャイルドシートは、交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減するとともに、子どもが運転操作の支障となることを防止する効果もありますので、シートベルトを適切に着用させることができない子どもには、チャイルドシートを使用させましょう。特に、幼児を自動車に乗せるときは、その幼児の発育の程度に応じた形状のチャイルドシートを使用させなければななりません（道交法第 71 条の３）。

チャイルドシートは、使用の方法を誤ると、効果がなくなりますので、取扱説明書などに従って、正しく使用させましょう。

- ○　子どもの体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを選びましょう。
- ○　助手席にエアバックが装備された車の場合、助手席に進行方向うしろ向きに固定すると事故の際、エアバックが膨張しチャイルドシートを押し上げ、子どもが怪我をする恐れがあります。やむを得ず助手席で使用するときは、前向きで使用し、座席をできるだけ後方にさげるようにしましょう。

（イラストは、一般財団法人全国交通安全協会発行「ルールとマナー」から）